

県立高等学校へのコミュニティ・スクール(学校運営協議会)の導入について

令和7年12月8日
高校教育課

1. 学校運営協議会について

①根拠：地方教育行政の組織及び運営に関する法律第47条の5第1項

「教育委員会は、教育委員会規則で定めるところにより、その所管に属する学校ごとに、当該学校の運営及び当該運営への必要な支援に関して協議する機関として、学校運営協議会を置くように努めなければならない。」

②設置状況（令和7年5月1日現在）

都道府県立高等学校：全国 1, 402校、九州 127校

※大分県…9校設置（九州では熊本県・宮崎県が全校に設置済）

2. 設置に向けた方針

○全ての高校において、地域住民等の学校運営への参画の促進及び連携を強化し、学校、保護者、地域の住民等の協働による学校のさらなる魅力づくりを推進する

○令和8年度においては大分市・別府市以外の全ての県立高校、令和9年度においては全ての県立高校に設置する。

3. 新規設置校

高田高等学校、杵築高等学校、日出総合高等学校、由布高等学校、臼杵高等学校、海洋科学高等学校、佐伯鶴城高等学校、佐伯豊南高等学校、日田高等学校、日田三隈高等学校、中津南高等学校、中津北高等学校、中津東高等学校、宇佐産業科学高等学校、宇佐高等学校、大分商業高等学校、鶴崎工業高等学校、情報科学高等学校、爽風館高等学校
以上 19校

4. 設置時期

令和8年4月1日

5. 関係規則

大分県立学校における学校運営協議会の設置及び運営に関する規則第2条第1項

「教育委員会及び校長の権限と責任の下、保護者、地域の住民等の学校運営への参画並びにこれらの者による学校運営の支援及び協力を促進することにより、これらの者と学校との間の信頼関係を深め、学校運営の改善並びに生徒、児童及び幼児の健全育成に取り組むという目的を達成するため、教育委員会の定めるところにより、協議会を置く。」

6. 期待される効果

○地域人材を有効活用した、学校のさらなる魅力づくり

○学校の抱える課題の解決や探究学習の充実

○定員充足率の向上

○業務量管理・健康確保措置実施に関する協議による、働き方改革の促進

7. 今後の予定

令和8年1月 設置意見書の提出（高校から県教委へ）

令和8年2月 第1回教育委員会 協議、第2回教育委員会 付議

令和8年4月 学校運営協議会設置